

## 「医療費のお知らせ」について

健康に関する意識の向上を図るとともに、ご自身の治療等にかかった医療費の確認をしていただき、医療費の適正化（医療機関からの不正請求や過払い防止等）を図るために、下記のとおり「医療費のお知らせ」（圧着はがき）をお送りします。再発行ができませんので大切に保管してください。

**送付時期：**令和4年2月下旬

**対象期間：**令和2年12月から令和3年11月受診分

**対象者：**令和4年2月1日時点で共済組合の資格がある組合員及び被扶養者

**送付先：**組合員自宅（組合員及び被扶養者分をそれぞれ送付）



「医療費のお知らせ」は、確定申告時の医療費控除の明細書の添付書類としてご利用いただけます。詳しくは国税庁ホームページ等でご確認ください。また、令和3年12月受診分については、記載がありませんので、領収証でご対応ください。

### よくある質問



**Q.** 対象期間内に受診したのですが、記載がないものがあるのはなぜですか？

**A.** 医療機関から共済組合への請求書が遅れている場合や請求書の内容を審査中である場合が考えられます。確定申告に利用される場合は、記載がないものについては申し訳ございませんが領収証でご対応ください。

## 病気やけがで仕事を休んだとき ～傷病手当金～

組合員が公務によらない病気やけがの療養のため勤務に服することができず報酬（給与）が減額されたとき、これを補填し生活を保障するために傷病手当金が支給されます。

### 支給期間はどのくらい？

同一の病気またはけがの療養のため、引き続き勤務に服することができなくなった日から3日を経過した日から通算して、1年6月に附加金支給期間6月を加えた期間となります。

また、1年以上組合員であった方が、退職したときに傷病手当金を受けていた（または受けられる状況であった）場合は、その方が退職しなかったとしたら受けることができる期間分を継続して受給することができます。ただし、退職後は附加金の受給はできません（※任意継続組合員になっても同様です。）。

### いくらもらえるの？

（通常の場合）

1日あたり

支給開始日の属する月以前の直近の継続した  
12月間の各月の標準報酬の月額×1/22

× 2/3 相当額が支給されます。

ただし、給料等の報酬や同一の傷病による障害厚生（共済）年金の支給等がある場合は、傷病手当金の金額が調整（減額）されます。

### 手続きに必要なものは？

下記書類を所属所を経由して支部まで提出してください。

○傷病手当金（同附加金）請求書

○報酬支給額等証明書

○傷病手当金試算シート

○給付対象月の給与明細書の写し

申請書類は所属所にお配りしている福利厚生事務の様式集から印刷するか、またはHPからダウンロードしてください。



ホームページはこちら



兵庫支部トップページ→様式ダウンロード→短期給付に関する様式→【休業給付関係】

